

(公財) 神戸国際コミュニティセンター 後援名義の使用許可に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、(公財) 神戸国際コミュニティセンター（以下「本財団」という。）が、本財団以外の団体が催す行事に対し、後援名義の使用許可を行う基準、手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 本財団が後援名義の使用許可を行う行事は、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

(1) 主催者が、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 国又は地方公共団体
- イ 公益法人又はこれに準ずる団体
- ウ 民間非営利団体又はこれに準ずる団体
- エ その他の団体等で社会的信頼性を有し、その存在、基礎が明確であり、事業遂行能力が十分あると判断されるもの。

(2) 行事の内容が、次のすべてに該当するものであること。

- ア 國際協力、国際交流・多文化共生、留学生支援等の促進及びこれらの事業に対する市民の理解の増進に寄与すると認められること。
- イ 原則として神戸市内で開催される行事であること。
- ウ 営利を目的とするものではないこと。
- エ 宗教的目的を有するものではないこと。
- オ 政治的目的を有するものではないこと。
- カ 公の秩序及び善良な風俗を乱すものではないこと。
- キ 社会的妥当性を欠くものではないこと。

(申請手続き等)

第3条 後援名義の使用許可を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として当該行事の30日前までに、その旨を本財団に申請しなければならない。

2 本財団は、前項の申請を受理したときは、速やかにその可否を審査し、申請者に通知する。

(実施報告)

第4条 名義使用を許可された者は、当該事業の終了後速やかに、本財団に対して実施報告書を提出するものとする。

(申請事項の変更届)

第5条 名義使用を許可された者は、申請書に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに本財団に報告し、変更承認を得なければならない。

(名義使用の取消し)

第6条 名義使用を許可された者が、名義使用許可の基準に反した場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合は、本財団は名義使用許可の取消しを行うものとする。

(その他)

第7条 申請の様式その他この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月1日より施行する。

附 則 (令和3年3月6日)

この規程は、令和3年4月1日より施行する。